

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第 1 5 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 1 6 年函館市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「特定任期付職員の条例第 6 条第 1 項」を「条例第 6 条第 1 項に規定する特定任期付職員の同項」に改める。

第 5 条の前の見出しならびに同条および第 6 条を削り，第 7 条を第 5 条とし，第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条中「第 8 条」を「第 6 条」に改め，同条を第 7 条とし，第 1 0 条を第 8 条とする。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。